

生駒市条例第 35 号

生駒市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市下水道条例の一部を改正する条例

生駒市下水道条例（昭和 59 年 4 月生駒市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項中「額は、」の次に「1 月につき 150 円の基本使用料に」を、「定める額」の次に「を加えて得た額」を加え、同条第 3 項の表中「53 円」を「60 円」に、「106 円」を「120 円」に、「180 円」を「204 円」に、「253 円」を「286 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 定例日（奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和 7 年 2 月奈良県広域水道企業団条例第 35 号）第 28 条第 1 項に規定する定例日をいう。）以外の日に使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合の基本使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる月数分とする。

(1) 使用日数が 30 日以下の場合 1 月分

(2) 使用日数が 31 日以上の場合 2 月分

第 22 条第 1 項第 1 号中「（令和 7 年 2 月奈良県広域水道企業団条例第 35 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第21条第2項、第3項及び第5項の規定は、令和8年4月分として徴収する使用料から適用し、同年3月分までのものとして徴収する使用料については、なお従前の例による。